

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和5年12月13日

水曜日

第5170号

目次

告示

- 保安林の指定施業要件の変更予定 1
- 指定自立支援医療機関の名称の変更 4
- 道路の供用開始

公告

- 開発行為の工事完了 5
- 農地を利用する権利の設定の裁定

告 示

富山県告示第437号

保安林の指定施業要件の変更予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和5年12月13日

富山県知事 新 田 八 朗

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県富山市八尾町小井波字西ノ高17の1、18、19

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐にかかる伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県富山市八尾町谷折字嶽19の3、19の4、字中平16の1、16の3から16の16の6、16の9、16の12、16の13、16の16、16の18、16の19、16の21から16の28まで、16の30、16の33から16の35まで、16の37から16の40まで、16の43、16の46、16の47、17の5、17の7、17の10から17の12まで、17の28、字岩腰14の1、15の1、15の5から15の16まで、15の18から15の21まで、15の27、15の30から15の33まで、字厚朴坂12の3、12の5、12の6、12の7、12の10、八尾町桐谷字大赤12の1、12の2、12の31、12の34、12の77

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大赤12の1、12の2、12の31、12の34、12の77

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第438号

保安林の指定施業要件の変更予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和5年12月13日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県富山市八尾町桂原字コナク16の1、字寒谷18の1から18の3まで、字亀ヶ谷15の1、八尾町西松瀬字寒谷44の1から44の3まで、字大平36の2、37の1、37の9、字嶽石38の1から38の13まで、38の17、39の1、40の1、41、42の1、43の1、八尾町赤石字火尾1の1、1の3、3の1から3の5まで、5、7の1から7の4まで、8の1から8の4まで、9の1、9の2、10の1、10の2、11の1、11の2、12の1、12の2、13の1、13の2、14の1、14の2、15の1、15の2、16の1、16の2、字寒谷1から3まで、4の1、4の3、5、6の1、6の3、7から11まで、12の1、12の3、13、14、16から18まで、20、21、23から28まで、字登尾1の1から1の6まで、2から8まで、八尾町布谷字丁子54、字寒谷55、八尾町獵師ヶ原字中滝11の1、八尾町桐谷字山葵6の52、6の53、八尾町中島字明地谷19

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第439号

指定自立支援医療機関の名称の変更について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の名称を変更する旨の届出があったので、同法第69条第2号の規定により公示する。

令和5年12月13日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		所在地	担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	変更年月日
名称					
変更前	変更後				
とやま調剤薬局南星店	アイン薬局高岡南星店	高岡市木津602番地1	育成医療・更生医療	調剤	令和5年11月1日
いみず薬局ひばり調剤	瑠璃光薬局小杉店	射水市戸破2596番地1	育成医療・更生医療	調剤	令和5年11月1日

富山県告示第440号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において12月13日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和5年12月13日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 島尻魚津インター線	魚津市石垣 565番から 魚津市石垣 521番まで	令和5年12月13日	新川土木センター

県道 湯八尾線	富山市八尾町竹ノ内字角地40番3から 富山市八尾町竹ノ内字下ノ田50番まで	令和5年12月13日	富山土木 センター
県道 砺波福光線	砺波市広上町18番から 砺波市苗加 391番3まで	令和5年12月13日	砺波土木 センター

公 告

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和5年12月13日

富山県知事 新田 八郎

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市八塚字川田265番6 及び265番7			射水市八塚 325番地	金村 京子

農地を利用する権利の設定の裁定

下記農地について、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、利用権を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年12月13日

富山県知事 新田 八郎

1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積（㎡）
魚津市小川寺291番	田	1,216のうち 992

魚津市小川寺293番	田	618のうち 592
------------	---	------------

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する 補償金の額
利用権	令和6年2月29日	6年2月	948円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人 富山県農林水産公社 理事長 横田 美香
富山市舟橋北町4番19号

4 農地の所有者等の情報

登記名義人 村井 幸正

5 補償金の支払の方法

当該農地を利用する権利の始期までに富山地方法務局魚津支局に供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は富山地方法務局魚津支局において、補償金の還付を受けることができる。